(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富士市五貫島字靖国七〇六番四から同市五貫島字靖国七〇八番七まで	前	七二・五八～一〇〇一・八五メートル	〇〇・一二〇キロメートル
	後	五七・一七～一〇〇一・八五メートル	〇〇・一二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浜松市西区篠原町字札木前二〇七九八番一から湖西市新居町浜名字西千木一八九〇番三〇まで	前	一一・八〇～一六七・〇〇メートル	一三・二〇五キロメートル
	後	〇・〇〇～〇・〇〇メートル	〇・〇〇〇キロメートル
浜松市西区篠原町字札木前二〇七九八番一から湖西市新居町浜名字浜畑四三四三番八まで	前	〇・〇〇～〇・〇〇メートル	〇・〇〇〇キロメートル
	後	二一・四〇～二〇六・五九メートル	一二・二七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
袋井市国本字新屋二一〇六番一から磐田市西島字堂西一八番一まで	前	三四・二三～九六・四七メートル	五・四一〇キロメートル
	後	一九・八四～七九・五六メートル	五・四一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊橋市東細谷町字境川六三番一二から同市野依町字井原一三七番まで	前	二一・五一～一〇三・三六メートル	八・九六五キロメートル
	後	二一・五一～六四・〇三メートル	八・九六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第六十六号

大井川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年建設省告示第四百七十一号を次のように改める。

関係図面のうち、第十号を次のように改める。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局静岡河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

（図面省略）

○中部地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡県駿東郡小山町須走字滝ノ沢三〇七番一から御殿場市茱萸沢字大畑二三一番一まで	前	ＢＡ　九・四〇～二二・六〇メートル	七〇・一〇～五二〇・八一キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　九・一八～二一・三〇メートル	七〇・一〇～五二〇・八一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	御殿場市水土野字大塚平一八七番一地内	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄六六四番三から同市上久堅三九三七番一まで	前	二六・八〇～一六一・五〇メートル	六・五一五キロメートル
	後	一四・五〇～一八三・三〇メートル	六・五一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所